

流域治水の取組について

令和8年4月22日

01

(1) 総論

01 流域治水の加速化・深化

02 流域総合水管理の推進

03 流域総合水管理を横断的に支える取組

04 南海トラフ地震等の大規模災害への対応

参考資料

水管理・国土保全局の取組 ～流域治水の加速化・深化～

- 防災・減災、国土強靱化として、流域のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となった流域治水の取組を推進するとともに、計画的・効率的な老朽化対策・耐震化等を実施してきたところ。
- さらに、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、既存施設の徹底活用を図りつつ、河川整備基本方針や河川整備計画等の見直しや河川、ダム、砂防、海岸、水道、下水道の整備等を推進するとともに、災害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の被害軽減対策に取り組むことにより、流域治水の加速化・深化を図る。

【取組】

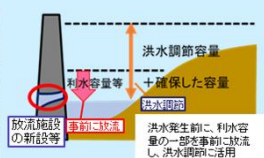
- ・ 根幹的な治水対策の加速化、既存施設の最大限活用・能力向上、河川整備基本方針等の見直し
- ・ 砂防関係施設の整備
- ・ 海岸保全施設の整備
- ・ 雨水排水・貯留浸透機能の強化のための下水道整備
- ・ 総合的な土砂管理
- ・ 水インフラの老朽化対策、耐震対策 等



堤防整備



ダム建設・再生



既存施設の最大限活用
(ダムの事前放流)



地下空間の活用



砂防関係施設整備



海岸保全施設整備



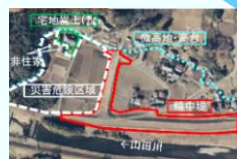
下水道整備



貯留機能保全区域指定



二線堤の保全・拡充



災害危険区域設定



水害リスク情報の充実
(水害リスクマップ)



災害リスクの自分事化
(NIPPON防災資産)

【取組】

- ・ 水害リスクの高い地域における建物等の構造規制・土地利用の誘導等
- ・ 住まい方の工夫 ・ 二線堤等の浸水範囲を減らす取組 等

【取組】

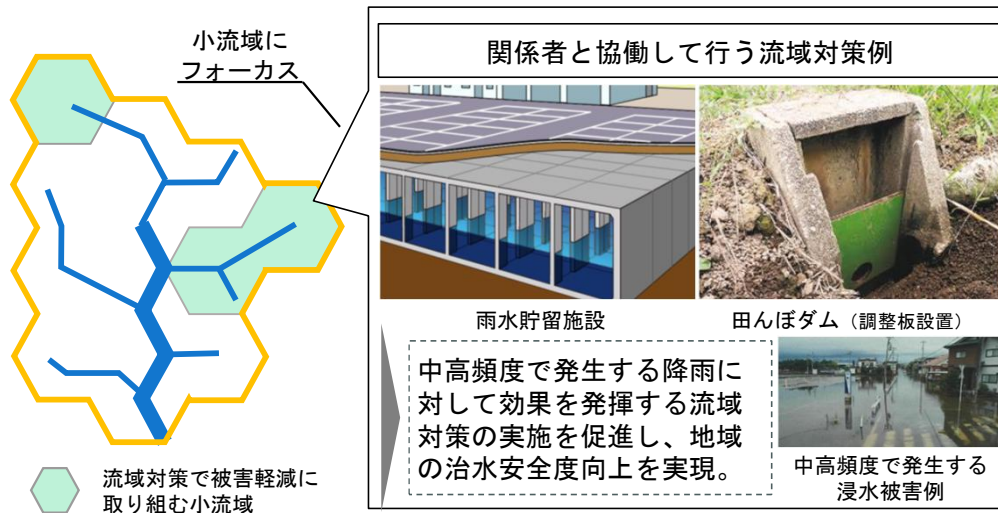
- ・ 水災害リスク情報の提供 ・ 洪水・土砂災害・高潮の予測情報等の高度化
- ・ 災害リスクの自分事化 等

流域のあらゆる関係者の協働を駆動する流域対策効果の見える化

- 支川流域や上流域等の小流域(スモールスケール)で、地域の治水上の課題や今後のまちづくりのあり方を踏まえ、オーダーメイド方式で目標を設定し、流域対策効果の見える化を行うことで、自らの取組の効果が実感されることによる参加機運の醸成や合意形成の促進を図る。

背景・課題

- 流域治水の推進は、あらゆる関係者の協力が必要であり、そのためには参加機運を醸成することが必要。
- 中高頻度で発生する降雨により支川流域や上流域等の小流域(スモールスケール)で生じる洪水や内水に対して、地形や土地利用の状況を踏まえ、様々な流域対策を組み合わせることが必要。
- 一方、様々な流域対策を組み合わせたことにより被害を防止・軽減させる流域対策の目標や効果を適切に示すことができていない。
- 地域の治水上の課題等を踏まえ、地域の実情に即した目標を設定した上で、様々な流域対策を組み合わせたことによる効果の見える化することで、関係者に取組の効果が実感され、流域対策への参加機運が高まり、更なる施策のベストミックスが図られることが期待される。



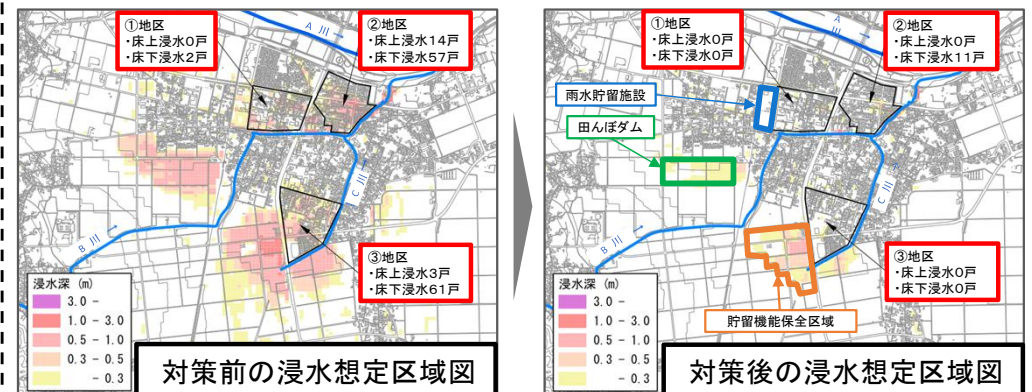
今後の取組

- 上流域や支川流域等の小流域(スモールスケール)で、地域の治水上の課題や今後のまちづくりのあり方を踏まえ、オーダーメイド方式で目標を設定し、流域対策効果の見える化を行う。

流域対策の目標設定と効果の見える化のイメージ

《例：床上浸水解消に着目した目標設定》

流域対策メニュー：雨水貯留施設整備、田んぼダム、貯留機能保全区域による貯留 等



・家は床下浸水と床上浸水で被害が大きく異なることがポイント ⇒ 床上浸水戸数等で評価



・農地の浸水被害は、収穫への影響がポイント ⇒ 浸水継続時間等で評価

特定都市河川制度を活用した流域治水の推進

- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**※1に基づき、**特定都市河川の河川指定を全国に拡大**。 ※1 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)
- 特定都市河川においては、河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長等が構成員となる**流域水害対策協議会**で法的枠組みに基づき**流域水害対策計画**を共同で策定し、河川整備、下水道整備及び土地利用を含む流出抑制対策や規制※2等を連携して実施。
※2 雨水浸透阻害行為の許可及び雨水貯留浸透施設整備計画の認定、貯留機能保全区域の指定、浸水被害防止区域の指定など
- 引き続き、特定都市河川の指定を推進するとともに、**流域水害対策計画の内容の充実や実施の強化**に取り組むことで実効性をより高める。

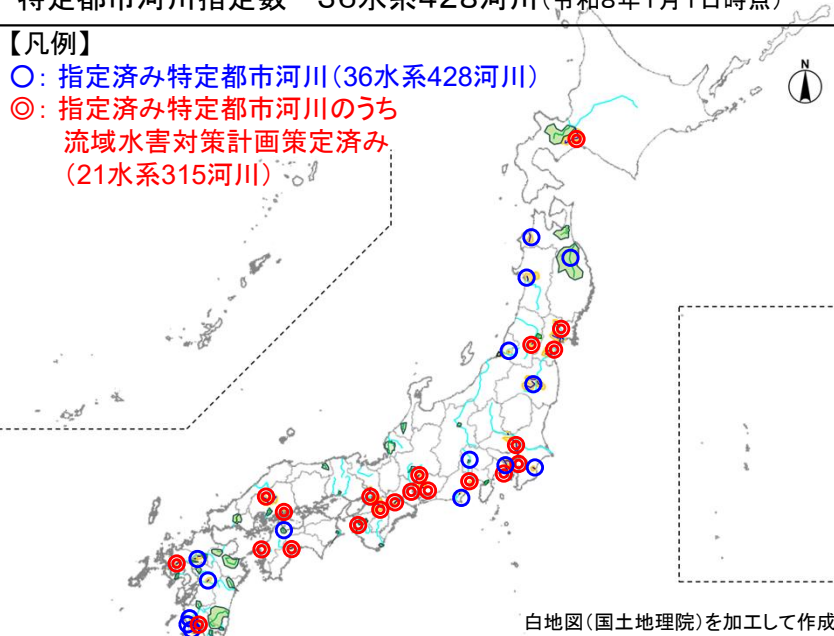
特定都市河川の指定等の状況

特定都市河川指定数 36水系428河川(令和8年1月1日時点)

【凡例】

○: 指定済み特定都市河川(36水系428河川)

◎: 指定済み特定都市河川のうち
流域水害対策計画策定済み
(21水系315河川)



白地図(国土地理院)を加工して作成

道庁	大臣指定(代表河川)	指定数	知事指定(代表河川)	指定数
北海道	千歳川(北海道 35河川)	35	-	0
東北地方	吉田川(宮城県 26河川)、石子沢川(山形県 2河川)、釈迦堂川(福島県 9河川)、多田川(宮城県 7河川)	44	高城川(宮城県 10河川)、尾袋川(宮城県 3河川)、小田川(宮城県 1河川)、逢瀬川(福島県 3河川)、谷田川(福島県 2河川)、中村川(青森県 3河川)、旧雄物川(秋田県 6河川)、馬淵川(岩手県 9河川)	37
関東地方	鶴見川(東京都、神奈川県 11河川)、中川・綾瀬川(茨城県、埼玉県、東京都 43河川)	54	境川(東京都、神奈川県 9河川)、引地川(神奈川県 2河川)、一宮川(千葉県 11河川)、休泊川(群馬県 3河川)、横川(山梨県 5河川)	30
北陸地方	-	0	鳥川(新潟県 4河川)、前川(新潟県 1河川)、太田沢川(新潟県 1河川)	6
中部地方	中村川(三重県 7河川)、波瀬川(三重県 1河川)、黒沢川(静岡県 1河川)	9	新川(愛知県 6河川)、巴川(静岡県 3河川)、境川(愛知県 2河川)、猿渡川(愛知県 1河川)、赤川(三重県 1河川)	13
近畿地方	大和川(奈良県 18河川)、芥川(京都府、大阪府 6河川)	24	斐瀬川(大阪府 30河川)、西川(和歌山県 19河川)	49
中国地方	江の川(広島県 43河川)	43	本川(広島県 1河川)	1
四国地方	日下川(高知県 13河川)	13	都合川(愛媛県 3河川)、中川(愛媛県 2河川)	5
九州地方	六角川(佐賀県 33河川)、隈之城川(鹿児島県 6河川)、巨瀬川(福岡県 9河川)	48	甲突川(鹿児島県 10河川)、新川(鹿児島県 1河川)、稲荷川(鹿児島県 2河川)、下町川(福岡県 1河川)、金丸川(福岡県 2河川)、竜野川(熊本県 1河川)	17
	合計	270	合計	158

特定都市河川制度等の活用の推進

I. 特定都市河川指定の推進

○河川整備のみでは十分な対応が困難な河川が全国的に存在 → ○特定都市河川の指定を促進

II. 流域水害対策計画の質的充実及び実施の強化

○流域水害対策計画における、対策の実施状況等に濃淡 → ○各取組の進捗状況の公表、見える化
○各取組における役割分担の明確化

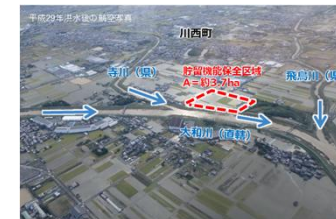
○水災害ハザードエリア等における土地利用・住まい方 → ○計画策定段階における河川部局・まちづくり部局の連携強化

○貯留機能保全区域指定にあたり土地所有者等の負担が大きい → ○貯留機能保全区域の指定に向けた土地所有者等の負担軽減・緩和のための支援
○先事例の取組を横展開

【先事例】 貯留機能保全区域の指定～大和川流域



指定された区域11.6ha(田原本町)



指定された区域3.7ha(川西町)

その土地が元来有している貯留機能を阻害するおそれのある行為(盛土等)に対して届出により事前に把握するとともに、必要な助言・勧告を行い、土地の貯留機能を保全するために制限

※土地所有者の同意を得て、令和6年7月30日に奈良県が指定。

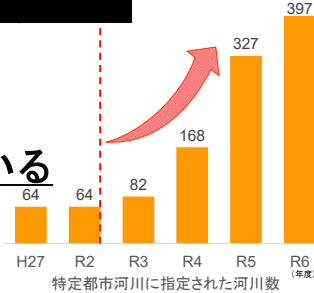
特定都市河川制度を活用した流域治水の推進(貯留機能保全区域の指定推進)

新規予算制度

- 著しい浸水被害が想定される流域では、水害リスクを踏まえた土地利用を促進して保水・遊水機能を保全するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域の指定等の取組を推進することが重要。
- 土地所有者等の負担を緩和・軽減するなど、貯留機能保全区域の指定促進のための支援制度を拡充し、区域指定等に係る合意形成の促進を図る。

特定都市河川制度の運用

- 特定都市河川法改正以降に約6倍へ増加
- 一方、貯留機能保全区域の指定は3地区にとどまっている



貯留機能保全区域指定の際の課題

- 保水・遊水機能を発揮した際、区域外での浸水被害が軽減する一方で、区域内には土砂堆積やゴミ流入等の課題が発生
- 地域を支える機能を維持する負担が土地所有者等に偏っている



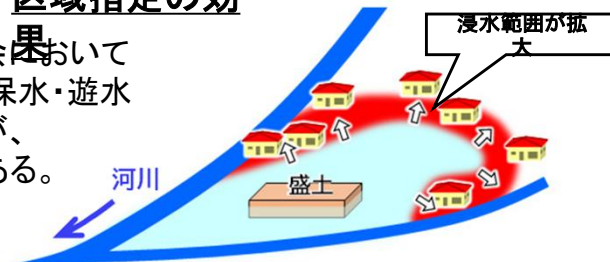
- 《土地所有者に課される制約》
- ・貯留機能を維持するための対応
 - ・盛土等の行為の届出義務

これまでの負担軽減等の措置

- 《税制》固定資産税等の減免に関する特例措置
- 《予算》地方公共団体が実施する区域内の排水施設整備等

区域指定の効

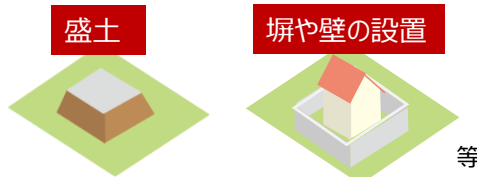
過去から地域社会において保全されてきた、保水・遊水機能のある低地が、近年失われつつある。



(貯留機能保全区域)

土地所有者の同意の上、都道府県知事等が指定

貯留機能保全区域内において、届出が必要となる行為



新たな制度による対応

対象事業

事業名 : 特定都市河川浸水被害対策推進事業(補助)
実施主体 : 都道府県等、国庫負担率 : 1/2等

拡充内容

貯留機能保全区域の指定を促進するため、区域内の土地所有者等の負担の緩和・軽減にも資する取組として、以下を補助対象に追加

- 区域内に流入する塵芥や土砂等を捕捉する流入防止施設整備
- 地方公共団体が管理する区域内施設の耐水性向上対策
- 貯留機能保全区域の理解増進のための看板設置
 - ・防災教育等の啓発活動 等



防災教育のイメージ

税制特例措置の延長

【河川】 高規格堤防整備事業に伴い 取得する建替家屋に係る特例措置の延長

高規格堤防整備事業のために使用された土地に従前権利者が新築する家屋に係る不動産取得税の課税標準及び固定資産税の税額に係る特例措置の適用期限について、固定資産税の税額に係る特例措置の要件を一部見直した上で、2年間延長する。



不動産取得税

高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に建替家屋を取得した場合に課税標準から従前家屋の価格を控除。

固定資産税

従前権利者住居用住宅は3分の2、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋は3分の1を、新築後5年間減額。

【河川】 浸水被害軽減地区の指定に係る 課税標準の特例措置の延長

洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を、水防管理者が水防法に基づき浸水被害軽減地区として指定した場合に、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用期限を3年間延長する。

固定資産税

都市計画税

課税標準を指定後3年間3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲で条例で定める割合とする。

【河川】 浸水防止用設備に係る 課税標準の特例措置の延長

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法で規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機）について、対象設備に係る固定資産税の特例措置の適用期限を3年間延長する。



固定資産税

課税標準を最初の5年間3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲で条例で定める割合とする。

【下水道】 除害施設に係る課税標準の特例措置の延長

下水道施設の老朽化が全国的に急速に進むなか、下水道機能の確保を図るため、民間事業場等から公共下水道へ排除される下水から有害物質等を除去する「除害施設」の設置を促進すべく、当該施設（沈澱又は浮上装置、油水分離装置及び中和装置）に係る固定資産税の特例措置を2年間延長する。



脂で閉塞した管路(出典:川崎市HP)

固定資産税

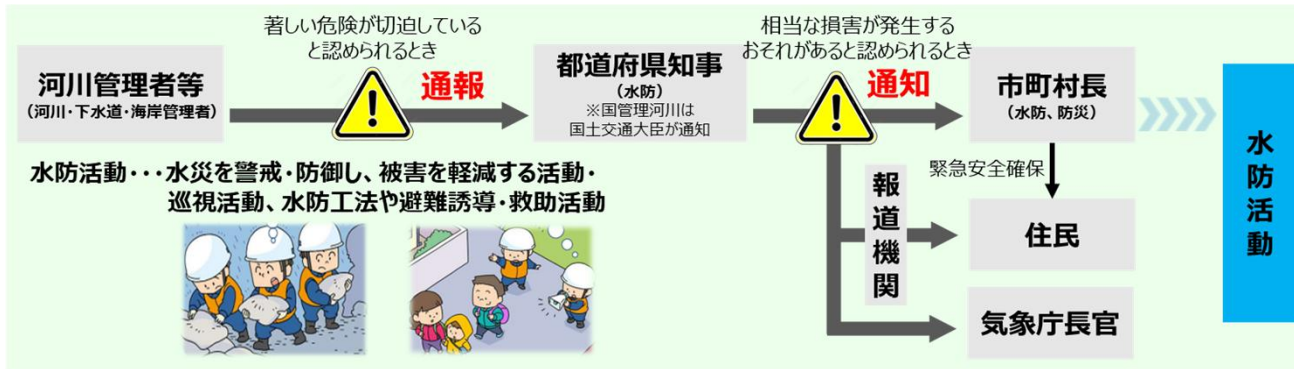
課税標準を5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減する。

きめ細かな防災気象情報の提供による水災害の被害の軽減

- 令和7年12月に臨時国会で水防法等が改正。これにより、河川の氾濫に係る通報制度、高潮の共同予報・警報などを創設し、精度の高いきめ細かな防災気象情報を提供することで、水災害による被害の軽減を図る。
- これに加え、洪水・高潮・土砂災害それぞれの予測情報等の高度化に取り組み、高精度でより信頼される情報の提供を目指す。

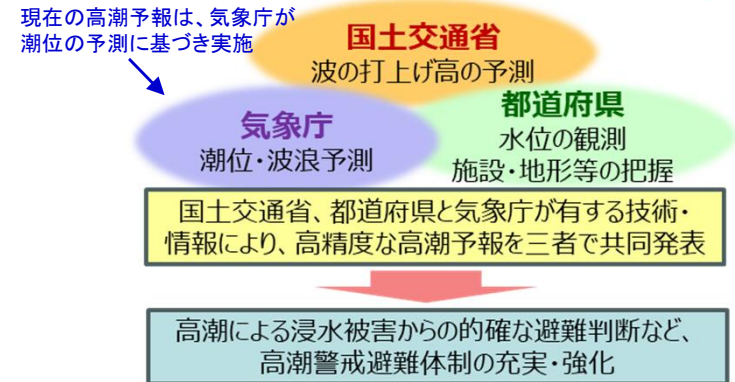
<氾濫通報制度>

- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報**し、通報を受けた都道府県知事等が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による**迅速な緊急安全確保措置の指示**やその他の**的確な水防活動**に繋げる。



<高潮の共同予報・警報の創設>

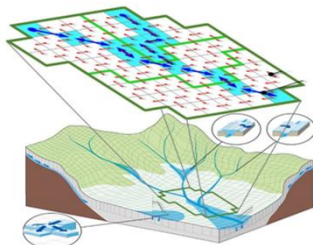
- 気象庁の潮位予測、国土交通省の波の打上げ高予測、都道府県の集約する地形情報等を結集し、国土交通大臣が指定する海岸について、**三者で共同して予報・警報を実施**。



<予測情報等の高度化に関する各分野の取組>

■洪水

- 国管理河川の洪水予測システムでは、流域に降った雨が河川に流出するまでの過程をより実現象に近い計算モデルで解析を行い、**予測精度の向上を図る**。

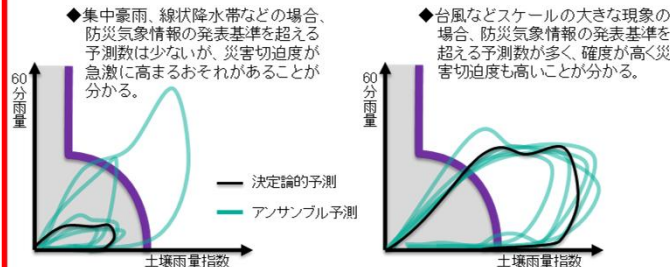


予測精度向上のイメージ

- 国管理河川の洪水予測過程で取得した都道府県管理の**支川等の予測について都道府県への提供を促進し、洪水対応の充実に貢献**する。

■土砂災害

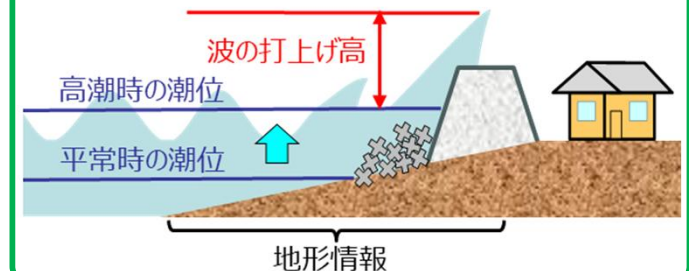
- 最新の降雨予測技術(アンサンブル予測)等を活用し、土砂災害が発生する確度や切迫度のニュアンスが伝わる情報**を目指す。



アンサンブル予測の活用イメージ

■高潮

- 波の打上げ高予測モデルや観測技術の開発により、**波の打上げの要素を加味したより精度の高い高潮の予報・警報を新たに実施**する。



住民等のより効果的な避難行動に向けた新たな防災気象情報

○新たな防災気象情報では、避難行動に対応した5段階の警戒レベルに整合させ、大雨などの災害発生の危険度の高まりに応じて各情報を発表。(運用開始は令和8年5月下旬を予定)

①

警戒レベル 相当情報	河川氾濫			大雨 低地の浸水	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる 浸水	(警戒レベルごとに) 住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川	その他河川				
	河川ごと						
警戒レベル 5相当	氾濫発生情報	氾濫発生情報	-	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫 発生情報	命の危険 直ちに 安全確保!
警戒レベル 4相当	氾濫危険情報	氾濫危険情報	② -	② -	土砂災害警戒情報	③ 高潮警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報	洪水警報	-	大雨警報 (土砂災害)	警報に切り替える 可能性の高い 高潮注意報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の 準備など
警戒レベル 2	氾濫注意情報	氾濫注意情報	洪水注意報	④ 大雨注意報	④ 大雨注意報	高潮注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報						災害への心構えを高める

■これまでの防災気象情報

- ① 情報名称がバラバラで、どのレベルに相当する情報なのか非常にわかりづらい。
- ② 警戒レベル4相当の情報がないものがある。(洪水・大雨浸水)
- ③ 特別警報と警報が同じ警戒レベル4になっている。(高潮)
- ④ 同じ警報が異なる対象災害を兼ねている。等
(大雨注意報が土砂災害と浸水害を兼ねるなど)

③

警戒レベル 相当情報	河川氾濫			大雨 ^{※5} 低地の浸水や 洪水予報河川以外の 外水氾濫	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる 浸水	④ (警戒レベルごとに) 住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川 ^{※2}	その他河川・下水道 ^{※2}				
	河川ごと						
警戒レベル 5相当	② レベル5 氾濫特別警報 ^{※1,3}	レベル5 氾濫発生情報 ^{※3}	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報 ^{※1,3,6}	命の危険 直ちに 安全確保!	
① 警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 ^{※4} 氾濫危険情報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から 全員避難	
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の 準備など	
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど)	
警戒レベル 1	早期注意情報						災害への心構えを高める

■新たな防災気象情報

- ① レベル4相当の情報として「危険警報」を新設。
 - ② レベル5相当情報については、氾濫特別警報を新たに運用するとともに、氾濫通報も活用して運用。
 - ③ 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。
(例:レベル4大雨危険警報 等)
 - ④ 情報と対応する防災行動との関係が明確に。
(レベルの数字で、とるべき行動が分かる!)
- (※)これら防災気象情報は、避難行動に対応した5段階の警戒レベルに整合させ、災害発生の危険度の高まりに応じて発表している

※1 レベル5氾濫特別警報とレベル5氾濫発生情報(高潮の場合はレベル5高潮特別警報とレベル5高潮氾濫発生情報)は一体的に発表される。
 ※2 その他河川・下水道では、氾濫発生情報のみ発表。
 ※3 レベル5氾濫発生情報(高潮の場合はレベル5高潮氾濫発生情報)については、河川管理者等による氾濫通報を用いて運用されるほか、特別警報の発表判断にも活用。氾濫通報を運用する対象については、緊急安全確保に特に留意が必要となる氾濫をもたらす河川・海岸・下水道を選定し、氾濫状況(家屋倒壊、深い浸水、地下街浸水)が想定される河川区間等とともに、事前に水防計画で定めておく。
 ※4 水位周知河川において河川管理者から発表されている5段階の水位到達情報については今後も継続して運用される(レベル4氾濫危険情報以外の運用は任意)。
 ※5 大雨に関する情報(市町村ごとに発表)では、大雨による低地の浸水に加えて洪水予報河川以外の外水氾濫についても扱う。
 ※6 高潮では、より精度の高い予測情報を国土交通省・気象庁・都道府県で共同で予報する制度を一部海岸で新たに運用。

災害リスク情報の充実による防災まちづくりや的確な避難行動の支援

○ 大・中小河川の氾濫や内水氾濫を反映した水害リスクマップや、時間とともに進行する氾濫を踏まえた浸水特性に関する情報を提供することで、防災まちづくりや的確な避難行動を支援。

背景・課題

現在公表されている浸水想定区域図は、

①「浸水深」と「浸水範囲」の情報しかなく、土地の相対的なリスク情報（浸水頻度等）が把握できない。

⇒市町村の広範囲で一様に深い浸水深が広がる想定である場合には、役場・病院・避難場所（小中学校・公民館等）等の基幹施設を、相対的に安全な場所に配置したいが、その判断ができない。

②外水氾濫と内水氾濫による浸水範囲が別々に公表されており、かつ、外水・内水氾濫の発生順序が明らかではない。

⇒外水氾濫から避難するタイミングで既に内水氾濫が発生している状況にあるなど、安全に避難できない場合が生じる。

今後の取組

①水害リスクマップ（浸水頻度図）の作成・公表

・内水氾濫も反映した水害リスクマップを国管理河川で作成（令和9年度以降も実施し早期完成を目指す）

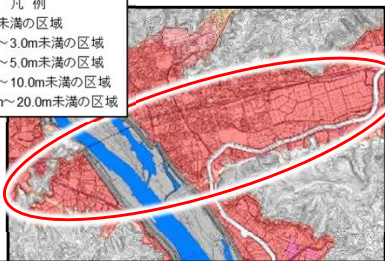
②適切なタイミングでの避難情報の発令判断に資する解説情報の提供

・モデル河川において、避難情報を発令する市町村長等に対し、地域ごとの氾濫特性（本川氾濫や支川、内水氾濫の発生順序）や住民が取るべき行動に関する解説情報を提供

（令和9年度以降は、浸水センサ等によりリアルタイムに把握した浸水状況を市町村長の避難情報の発令判断にどう活用するかを検討）

洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

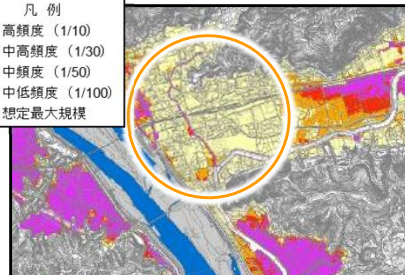
- 凡例
- 0.5m未満の区域
 - 0.5m～3.0m未満の区域
 - 3.0m～5.0m未満の区域
 - 5.0m～10.0m未満の区域
 - 10.0m～20.0m未満の区域



水災害リスク情報の充実

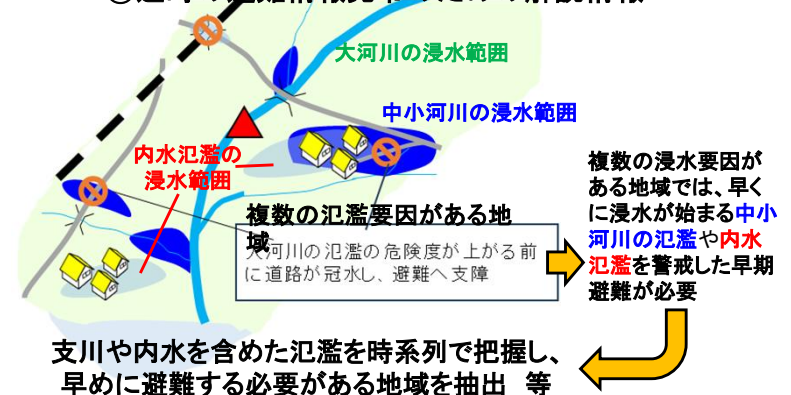
①浸水頻度図（水害リスクマップ）

- 凡例
- 高頻度（1/10）
 - 中高頻度（1/30）
 - 中頻度（1/50）
 - 中低頻度（1/100）
 - 想定最大規模



相対的に浸水頻度が低いエリアに基幹施設を配置することが考えられる

②適時の避難情報発令のための解説情報



- ①広範囲で一様に深い浸水深が広がり、相対的に安全な場所を把握できない
- ②外水／内水氾濫の発生タイミングがわからない

成果の活用例

<①水害リスクマップ>

- (行政)
 - 土地利用の規制
- (個人)
 - 住まい方の工夫
- (地域、コミュニティ、企業)
 - 企業の立地誘導・選択等に活用
 - 企業の業務継続計画への活用

<②的確な避難行動>

- (行政)
 - 地域の浸水特性を踏まえた適切な避難行動の呼びかけへの活用
 - 水防計画、地域防災計画や流域タイムライン等の改善
- (地域、コミュニティ、企業)
 - 要配慮者施設の避難確保計画・訓練等に活用
- (個人)
 - 防災行動計画（マイ・タイムライン）の作成時に参考情報として活用

多段階の浸水想定図・水害リスクマップとは

○「洪水浸水想定区域図」の課題を踏まえ、流域治水の取組を推進することを目的として、国管理河川からの氾濫による浸水リスクを示す「①多段階の浸水想定図」および「②水害リスクマップ」を公表した（令和4年12月公表）。

①多段階の浸水想定図（外水氾濫※）

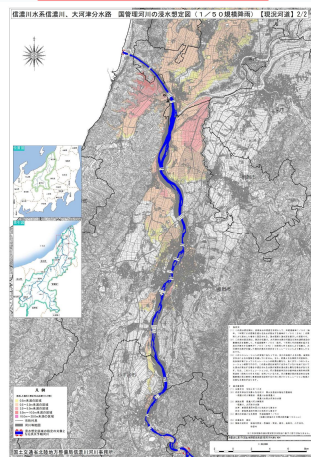
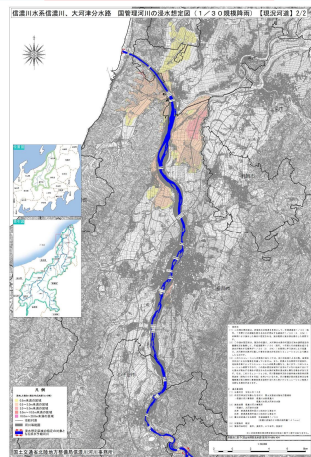
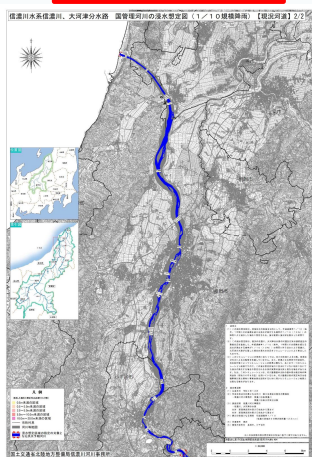
降雨確率規模毎

※国管理河川からの氾濫

1/10確率規模

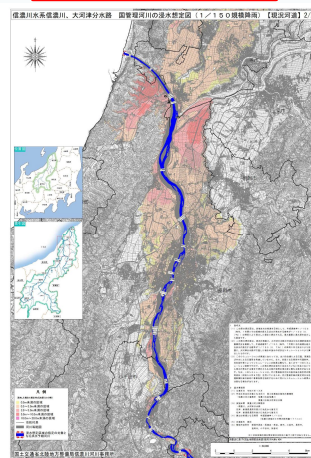
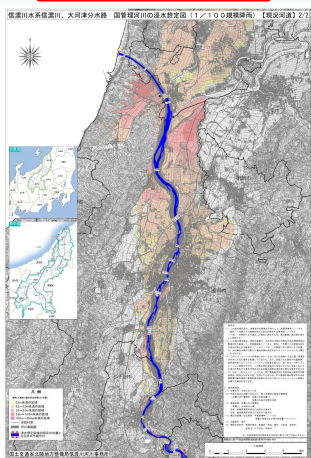
1/30確率規模

1/50確率規模



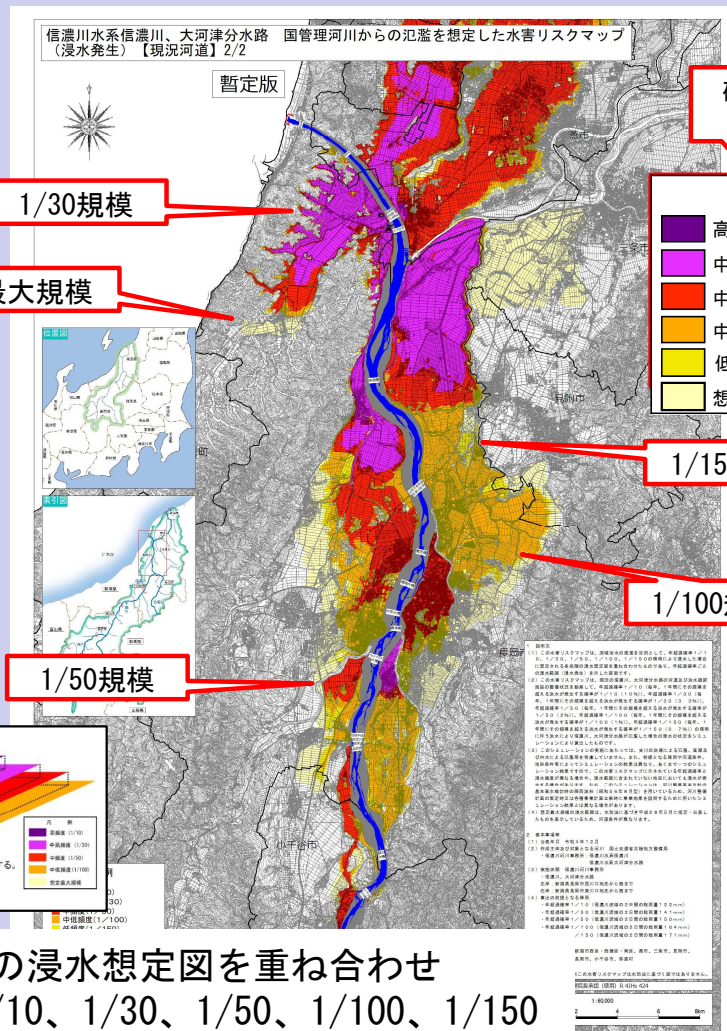
1/100確率規模

1/150確率規模



②外水氾濫の水害リスクマップ

多段階の浸水想定図を統合して作成

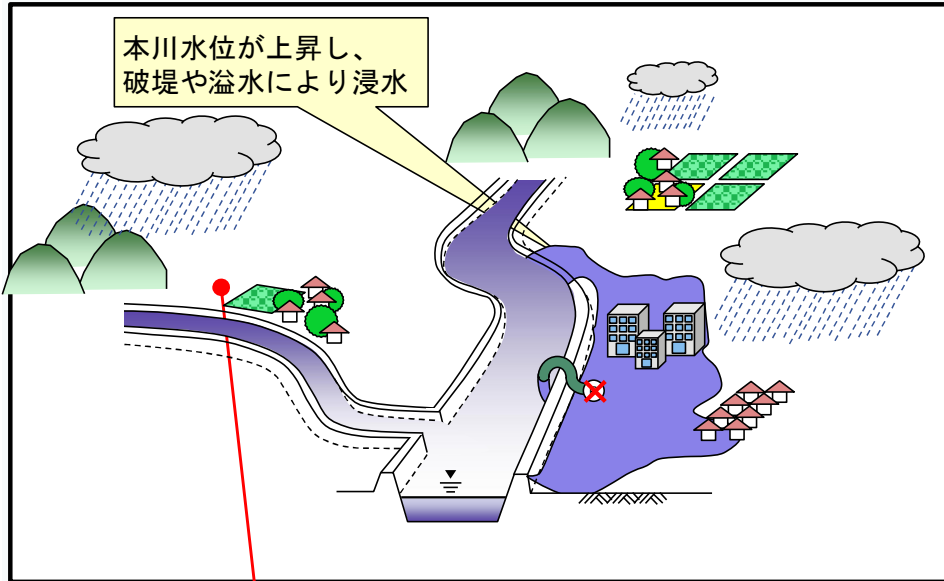


⇒規模別の浸水想定図を重ねることで、場所毎の浸水リスク(浸水のしやすさ)が分かる

内外水統合型の氾濫解析のイメージ

現状 主要河川の外水氾濫を対象とした氾濫解析イメージ

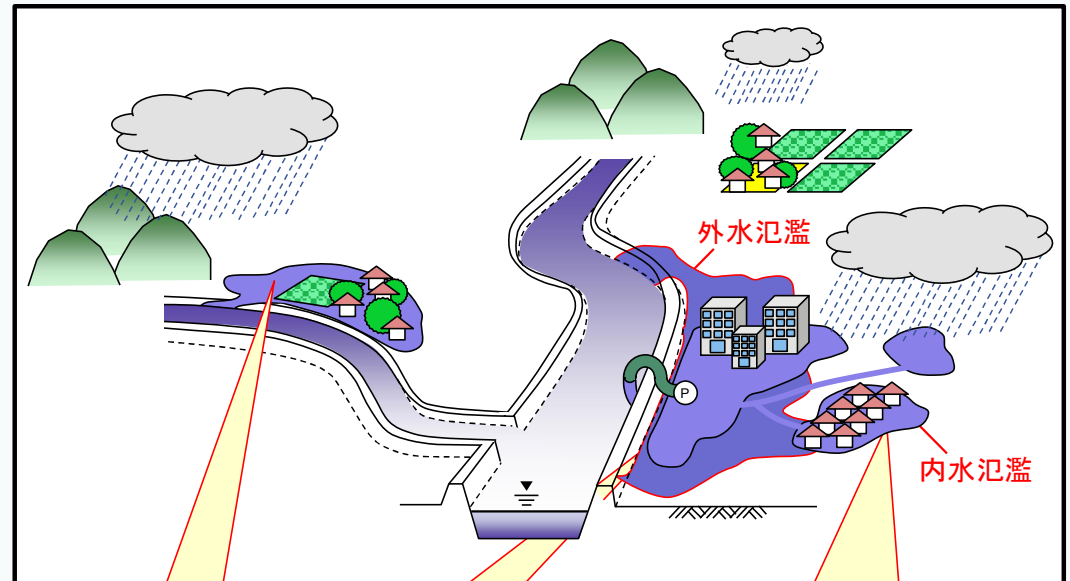
外水（本川）のみ



支川や内水氾濫（下水道などの浸水等）を考慮していないため、氾濫による水害リスクを正しく表現できていない
⇒今後、このエリアに家が建つ可能性が生じる

今後 本支川・内外水一体型の氾濫解析イメージ

外水（本川・支川）＋内水（下水道等）



支川水位が上昇し、破堤や溢水により浸水

本川水位の上昇により、内水河川や排水路から排水できずに浸水

内水河川や排水路等の流域に短時間に強い雨が降ることで、排水能力を上回り浸水

⇒大中小河川、下水道等の浸水リスクを一体で確認可能

多段階の浸水想定図及び水害リスクマップ（内外水統合版）

- 公表範囲に対して、令和4年12月に公表した直轄区間のリスク情報に加えて、直轄管理区間以外からの外水氾濫と内水氾濫のリスクを検討し、これらを合成して内外水のリスクマップを作成する。
- 直轄管理区間外の河川については①主要河川、②その他河川、③下水道等それぞれに対し洪水のシナリオを設定してリスクを評価。

<用語の定義>

主要河川：水防法に基づく、**洪水予報河川**および**水位周知河川**を標準とする。

その他河川：**主要河川以外の一級河川・二級河川**を標準とする。

下水道等：主要河川やその他河川以外の水路等とし、水位を計算する必要がある**準用河川や普通河川、下水道、各種排水路**。

■作成フロー

ステップ1 主要河川の浸水解析

- 破堤氾濫条件にて氾濫想定地点を一地点とした浸水解析を実施
- 外力として与える降雨は、河川ごとに設定

ステップ2 その他河川、下水道等の浸水解析

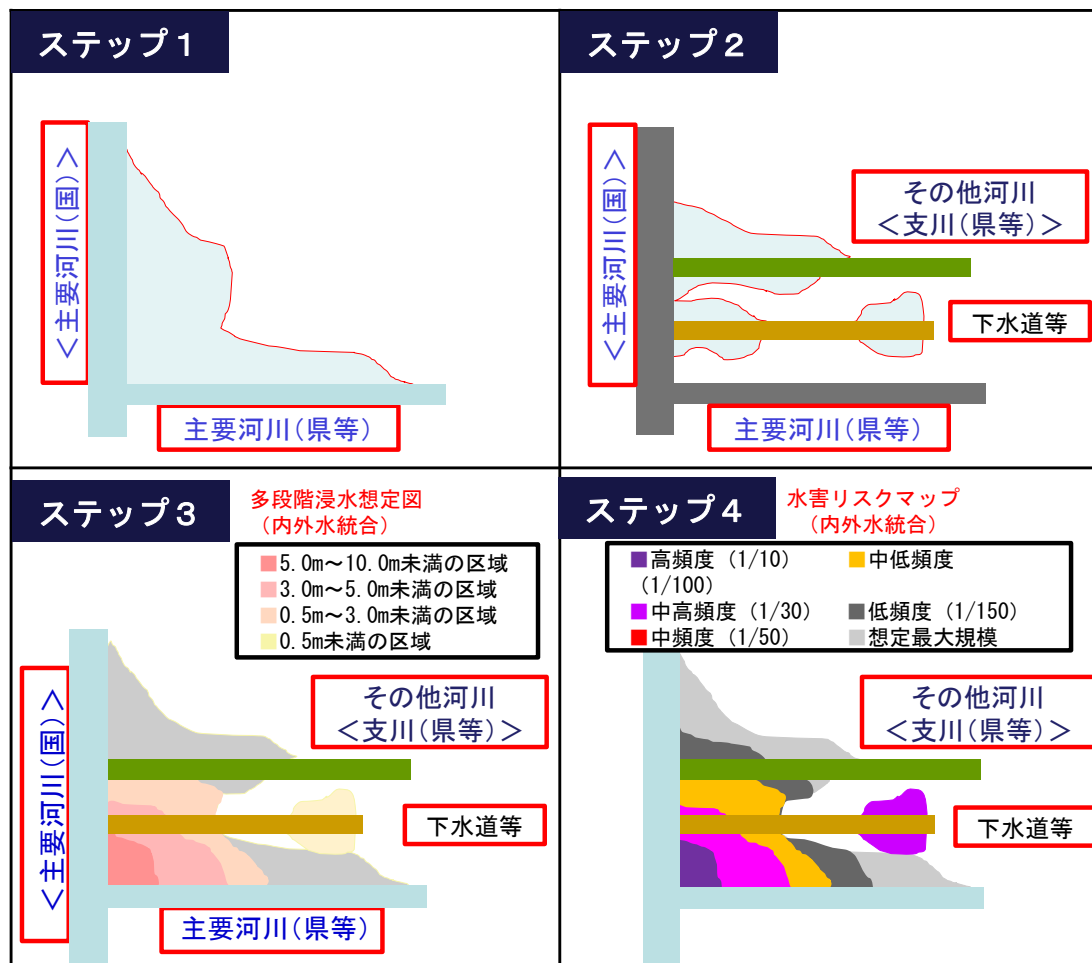
- その他河川で越水や破堤を想定した降雨、下水道等で内水氾濫を想定した降雨で浸水解析を実施

ステップ3 内外水の多段階の浸水想定図の作成

- ステップ1、2の解析結果を重ねてメッシュごとの最大浸水深を求める

ステップ4 内外水の水害リスクマップ図の作成

- 浸水あり、浸水深50cm以上、浸水深3m以上の範囲を頻度ごと、浸水の発生が想定される外力規模別に色分けした図を作成



災害リスク情報の空白域解消による適切な避難行動等の支援

- 能登半島地震後の大雨での課題を踏まえ、土砂・流木の影響を見込んだハザードマップの導入や、住宅等の防護対象のある小さな溪流や沢、水路などの小規模な流路のリスク情報を把握するための研究開発を行い、土地利用の見直しや適切な避難行動に繋げる。

背景・課題

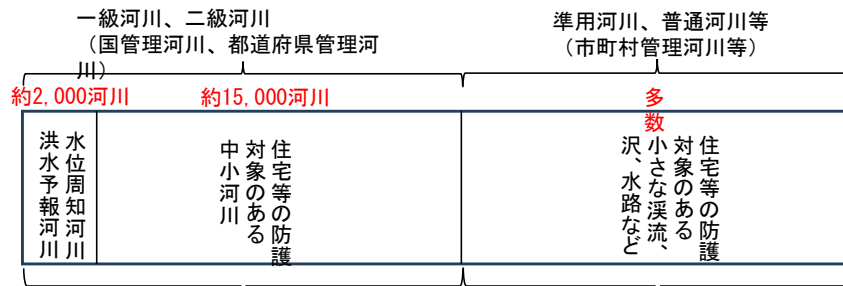
①土砂・流木の影響を見込んでいない

- 能登半島地震後の大雨では、塚田川、鈴屋川などにおいて、上流から流出した土砂・流木が橋梁など横断工作物で捕捉されたことにより河道が埋塞し、氾濫が拡大

②小規模な流路のリスクを示せていない

- 令和3年に水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や海岸、下水道※に拡大
- 能登半島地震後の大雨では、住宅等の防護対象のある小規模な流路（小さな溪流や沢、水路など）で氾濫が発生

潜在的に水害リスクがあるにも関わらずリスクが周知されていない場合は当該エリアの住民等に対し、当該地域が安全な地域であると誤解を招く可能性がある。（過去にはリスク周知していない箇所ですら死傷者が発生）



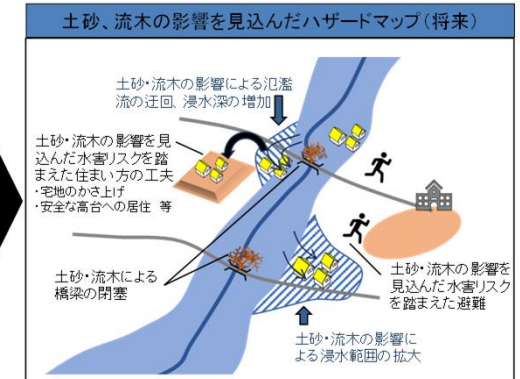
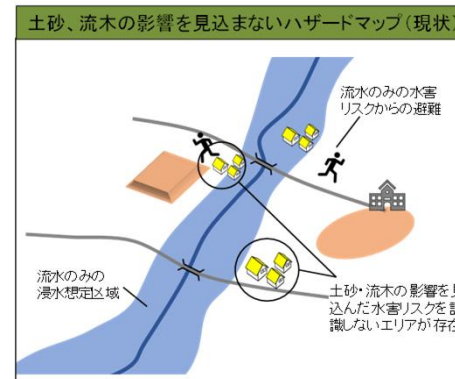
①土砂・流木の影響を見込んでいない

②リスクを示せていない

今後の取組

①土砂・流木の影響を見込んだハザードマップ

- 「小規模河川の洪水浸水想定区域図作成の手引き」を土砂・流木の影響を見込んだ手引きに更新
- 土砂や流木の影響を見込んだハザードマップの導入検討



②小規模な流路のリスク情報の把握

- 防護対象のある小さな溪流や沢、水路などハザードマップの公表対象に含まれないエリアのリスク情報を把握
- ただし、対象が極めて多いため、既存データを活用した簡易な把握手法を開発

例：特定の地点の流量を降雨から面的に求める手法
地形分類図から危険箇所を読み取る手法

等

災害リスクの自分事化(流域治水に取り組む主体を増やすための取組)

- 流域治水のロゴマークやオフィシャルサポーター制度、NIPPON防災資産(令和6年9月に初回認定)などの施策を通じ、住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させていく流域治水の自分事化を推進。

背景と課題

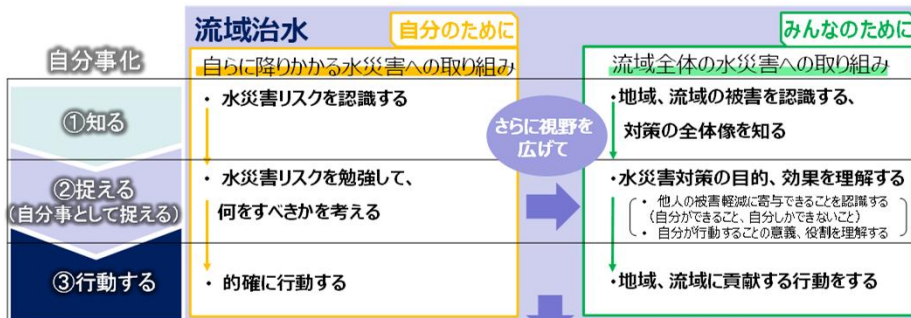
【背景】

水災害リスクの自分事化

住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え主体的に行動する。

流域全体の水災害への取組へ

水災害から自身を守ることからさらに視野を広げて、地域、流域の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取組を推進する。



持続的な発展、ウェルビーイング

【課題】

- 水災害のリスクを知り、行動につなげていく上では、それを自分のこととして捉える「自分事」が課題。
○さらにその視野を流域に広げ、流域治水に取り組む主体を増やしていくことが重要。

流域治水の推進に向けた普及施策及び行動計画をとりまとめ

(「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」(令和5年8月))

自分事化の具体的な施策の推進

■「NIPPON防災資産」の認定制度

災害伝承に関する良質な施設や活動の普及・拡大

- 本制度の創設後、2回の認定を実施し、
32件(優良認定:17件、認定:15件)を認定。
【令和7年12月22日に第2回認定式を開催】

新しい認定案件の発掘や学校教育、インフラツーリズムとの連携など、関係者を少しずつ増やしながら、「NIPPON防災資産」の認定制度のより一層の発展・活性化を図っていく。



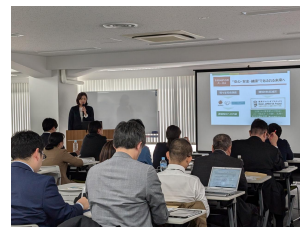
NIPPON防災資産
のロゴマーク

■流域治水オフィシャルサポーター制度

企業・団体等による新たな流域治水の普及・啓発

- 令和7年度流域治水オフィシャルサポーターとして
148の企業・団体等を認定。

<流域治水オフィシャルサポーター取組例(令和6年度)>



サポーター同士の交流会



地域住民が参加するイベントの開催



観光連盟主体の砂防ダムツアー
【長野県小谷村(砂防堰堤)】

■流域治水ロゴマークの普及促進

流域のみんなが
水害対策を取り組む
きっかけに



- 全国各地で流域治水を広く周知・PR
するための広報活動に活用。

■ダイナミックSABOプロジェクトの普及促進

砂防関係施設を有効活用した
防災啓発・地域活性化

- 事例集を更新し、発信・共有して横展開するとともに、地域活性化に資するイベントや研修等を通じて、様々な団体との連携機会を創出。



令和 7 年 12 月 16 日
水管理・国土保全局河川環境課

土砂・流木の影響を考慮した浸水想定区域図の作成手法を検討します ～「土砂・流木を考慮した中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会」の開催～

令和 6 年 1 月の能登半島地震および令和 6 年 9 月の能登半島豪雨災害を受けて、「能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策検討会」を設置し、令和 7 年 6 月には同検討会から「土砂や流木の影響を見込んだハザードマップの導入など、リスク情報の充実、提供を進めるべき」との提言を頂きました。

このため、中小河川の水害想定区域図の作成に必要な土砂・流木の影響による水位上昇や氾濫域を評価する手法等を検討する「土砂・流木を考慮した中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会」を設置し、第 1 回の検討会を 12 月 18 日（木）に開催します。

【会議について】

1. 日 時：令和 7 年 12 月 18 日（木）14:00～16:00
2. 場 所：中央合同庁舎 3 号館 1 階水管理・国土保全局局議室（WEB 併用）
3. 委 員：別紙のとおり
4. 議 題：
 - ・ 検討の背景
 - ・ 近年の土砂・流木を伴う洪水被害を踏まえた課題
 - ・ 土砂・流木の影響による水位上昇や氾濫域を評価する手法
5. 取材等：
 - ・ 会議は非公開で行いますが、報道関係者に限り委員会の冒頭（議事に入るまで）のみ傍聴・カメラ撮影が可能です。
 - ※ご希望の報道関係者の方は、13:45 までに 3 号館 1 階エレベーターホールにお集まりください。
 - ・ 検討会終了後、事務局による記者ブリーフィングを下記のとおり行います。

<記者ブリーフィング>

日 時：令和 7 年 12 月 18 日（木）16:30～

場 所：中央合同庁舎 3 号館 1 階水管理・国土保全局局議室 ※カメラ撮影不可

令和 8 年 3 月 13 日
水管理・国土保全局河川環境課

土砂・流木の影響を考慮した浸水想定区域図の作成手法を検討します ～「第2回 土砂・流木を考慮した中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会」の開催～

令和6年1月の能登半島地震および令和6年9月の能登半島豪雨災害を受けて、「能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策検討会」を設置し、令和7年6月には同検討会から「土砂や流木の影響を見込んだハザードマップの導入など、リスク情報の充実、提供を進めるべき」との提言を頂きました。

この提言を踏まえ、令和7年12月に、中小河川の浸水想定区域図の作成に必要な土砂・流木の影響による水位上昇や氾濫域を評価する手法等を検討する「土砂・流木を考慮した中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会」を設置しており、この度、第2回の検討会を3月16日（月）に開催します。

【会議について】

1. 日 時：令和8年3月16日（月）14:00～16:00
 2. 場 所：中央合同庁舎3号館1階水管理・国土保全局局議室（WEB 併用）
 3. 委 員：別紙のとおり
 4. 議 題：
 - ・第1回検討会での委員からの御指摘事項への対応等
 - ・家屋流失の危険性が高いエリアを評価する手法
 5. 取材等：
 - ・会議は非公開で行いますが、報道関係者に限り委員会の冒頭（議事に入るまで）のみ傍聴・カメラ撮影が可能です。
 - ※ご希望の報道関係者の方は、13:45までに3号館1階エレベーターホールにお集まりください。
 - ・検討会終了後、事務局による記者ブリーフィングを下記のとおり行います。
- <記者ブリーフィング>
- 日 時：令和8年3月16日（月）16:30～
- 場 所：中央合同庁舎3号館1階水管理・国土保全局局議室 ※カメラ撮影不可